

法律の 現場から

156

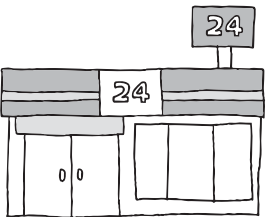
コンビニの 24時間営業

弁護士 篠原 宏二

大阪のセブンイレブンの店舗オーナーが、人手不足などを理由に深夜の営業をやめたところ、本部から1700万円の違約金を請求されたことなどをきっかけに、コンビニの24時間営業が問題となつています。人件費の上昇もあり、オーナーが深夜に店へ出て働かなければならず、昼間の睡眠も細切れで、心身ともに疲弊しているオーナーが多くいます。

の見直しを本部に求めたにもかかわらず、本部が一方的に拒否すれば、独占禁止法上、優越的地位の濫用にあたる可能性は排除されないとしています。本部などにオーナーの心身の健康を守るような対応が求められていると思います。

公正取引委員会も、オーナーが24時間営業



生活に関わるお悩み、気軽ににご相談ください

「くらし支える相談センター」 052-916-7702

平日13時～17時

■ちくさ事務所

名古屋市千種区池下一丁目6番20号チサンマンション池下
306(池下駅から徒歩約5分、東部医療センターから約10分)